

古印を捺した土器 土器に印を捺すということ

Wares Bearing Old Seal Marks

榎村寛之

はじめに

①「賣」と「桑名国依」

②印を捺す土器

③「笠百私印」製塩土器支脚の意義

おわりに

[論文要旨]

古代においても、私印は文書に捺されるのが最も普通の用途である。ところがまれに、焼成前の土器に捺した事例が見られる。生産窯や貢納主体の国や郡を表示するために印を土器や瓦に捺す例は少くないが、私印を捺すという行為には、全く別の目的があったと考えられる。

こうした数少ない事例のうち、三重県で報告された「賣」「桑名国依」の印を押したと見られる土器を調査したところ、印の文字に似せた陰刻とは考えにくく、前者は名前の1文字を採った印、後者は姓名ともに刻した印を捺したものと判断された。

これらの印は、文書を取り扱える立場の地方官人層の所有物と見るのが妥当で、彼等が土器の生産段階のある時期に、特定の土器を選別して私印を捺していたものと考えられる。それは生産管理のために印を捺すよりも、私物であることを表示するために名前を墨書きするのに類似した行為である。このような土器墨書きは、祭祀や呪術に使う土器であることを表示したものという見解が出されている。

これに関連した事例として注目すべきは、京都府で報告された製塩土器の中に私印を捺した事例である。製塩土器は消耗品で、長期に渡って所有するために捺印をしたとは考えにくい。むしろこの印は、中身の塩を生産の段階で弁別しておく必要があったから捺されたものと考えられる。すなわちこの場合は、首長層が祭祀などの特定目的のために生産した塩を表示するために捺したものと考えられるのである。

同様に、祭祀などに用いるために特に発注した土器に対して、ほかの土器と区別するために私印を捺すということが古代には行われたのではないかと考えられる。また、その背景には、印自体に神秘性を見る古代人の意識をうかがうことができるだろう。